

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）  
分担研究報告書

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究  
—ファミリーホームにおける養育不調による委託解除までの経過と要因の分析—

研究分担者 引土 達雄（新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科 准教授）

研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部こころの診療科）

研究要旨

養育不調によって委託解除の背景的要因となる事象を検討することを目的とし、養育不調による委託解除を経験した4世帯6名のファミリーホーム養育者（以下、FH養育者とする）にインタビュー調査を行った。その結果、4世帯に委託された子どもたちは、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性障害等の診断があり、暴力、自殺企図、盗癖等の対応困難な行動上の問題があった。養育者の回答から、委託される前の児童相談所による子どものアセスメントや養育者のアセスメントに基づく養育の目的や目標の説明や交流が不十分であることが示された。また、児童相談所、フォスタリング機関等の継続的な支援体制が築かれておらず、FH養育者が養育に困難を抱えていても、すぐに相談することができずにいた。委託されている子どもたちには、様々な診断と行動上の問題が示されていたが、4世帯中3世帯は子どもへの治療的かつ継続的な支援は受けていなかった。養育の困難さが予測される場合であっても、委託前の不十分な準備と支援体制のなさが、養育不調による委託解除の背景的要因となっていると考えられる。今後追加調査を行い、さらに養育不調の背景的要因に関連すると考えられる事象について検討を加えることとする。

**A. 研究目的**

本研究は、社会的養護における里親等委託が推進される一方で、委託後に養育関係が破綻し、措置解除に至る「養育不調」が重要な課題として顕在化している現状を踏まえ、その要因とプロセスを明らかにし、未然防止および支援体制の強化に資する知見を得ることを目的とする。

2023年度には、Konijn et al., (2018)<sup>1</sup> の、里親委託の不安定性の要因に関するシステマティックレビューを参考に、養育不調により委託や措置の解除となった事例や養育が継続している事例に関して、ファミリーホームへの質問紙調査を実施した。

その結果、養育不調の経験は24.2%と先行研究よりも高く、委託解除時の年齢は13歳から18歳が半数を占める結果となった。委託解除となった理由としては、子どもの行動上の問題や他の入居児との兼ね合いに関する記述が最も多かった。委託解除の要因としては「情緒不安定、行動上の問題の状況」が最も高い数値が認められた。

本年度は、養育不調によって委託解除となったケースについて、そのプロセスを明らかにし、養育不調の要因を分析し、その対策を検討するために、インタビュー調査を行った。

最終的には、本調査と同様の視点から調査を

行う他の分担研究（里親・地域小規模児童養護施設・児童相談所・フォスタリング機関への調査）と併せて不調の要因となる事項やプロセスをより幅広い視点から明らかにし、統合した社会的養育システムの観点から、適切なアセスメント、養育環境の選択、必要な支援について課題を整理し改善のあり方について示し、手引を作成することを目的としている。

## B. 研究方法

本調査では、事前質問紙調査とインタビュー調査を行った。下記にそれぞれの方法について記述する。

### 1. 事前質問紙調査

#### (1) 質問項目

インタビューで尋ねる養育不調によって委託解除となった子どもをAさんとして、性別、委託時の年齢、委託時の在籍、国籍、委託解除時の年齢、委託解除後の措置先、保護の理由、虐待被害の状況、医学的診断の状況、知能検査及び発達検査の状況についての質問項目を設けた。

また、ファミリーホームの情報として、養育者の現在の年齢、Aさんが委託されるまでに委託された子どもの人数、Aさんが委託された時の職業、Aさんが委託された時の登録里親についての質問項目を設けた(付録1)。

#### (2) 調査方法

FH 養育者の希望に応じて、担当の自治体、もしくは研究事務局から郵送もしくはメールにて質問紙を配布した。回答した質問紙はインタビュー当日に持参してもらい、当日のインタビューの進行に役立てた。

### 2. インタビュー調査

#### (1) インタビューガイド

本インタビューは事前に作成したインタビューガイドを用いて行った(付録2)。

#### (2) 調査方法

インタビュー形式は対面、もしくはオンラインであった。場所は各自治体所有の会議室、もしくは調査協力者が希望するプライバシーが守られた場所にて、調査協力者が希望する日時に実施した。インタビューガイドを用いた半構造化面接を行い、時間は1時間から2時間ほどを要した。インタビュー内容は、調査協力者の許可を得て、対面の場合は音声をICレコーダーで録音、オンラインの場合は録画をした。インタビュー終了後、逐語録に起こした。

### 3. 調査協力者

調査協力者は、各自治体の児童相談所を通して選定を行った。登録されているファミリーホームのうち、2019年4月から2024年3月末までの間で養育不調による委託解除・措置解除の経験があったファミリーホーム4世帯の養育者であった5名が調査協力者となった。

### 4. 調査期間

調査期間は2024年12月～2025年3月であった。

### 5. 分析方法

結果の表示については、本調査の目的に照らし、委託前の認識、委託されてから解除になるまでのプロセスを考える上で、委託開始から委託解除までの期間において、養育不調による委託解除の背景的な要因を考える上で重要な事象となる語りを抽出した。時期については、委託前の「委託時点の状況（Aさんの状況、里親の状況、実親の状況、委託・措置の選定先の里親の認識）」、委託の準備である「マッチング・

交流」、委託が始まってから委託解除までの「委託当初」、「委託経過中」、「養育不調に気が付いた時」、「養育不調が児童相談所に共有されたとき」、「委託解除までの期間」、「委託解除時」、「委託解除後」と時期を分けて捉えることとした。

### (倫理面への配慮)

回答者と研究対象となった委託・措置されている子どもの匿名性を厳密に確保した。新潟青陵大学倫理審査委員会の承認（承認番号：第203号）を得て実施した。

## C. 研究結果

表1は調査協力者と不調により委託解除となった子どもの状況をまとめたものである。

### 1. 調査協力者と話題となった子どもの概要

#### (1) 調査協力者の年齢と性別

参加したFH養育者は、50代が4名、60代が1名、70代が1名であった。男性が2名、女性が4名であった。

#### (2) 委託解除となった子どもの委託年齢と委託解除となった学年について

「就学前～就学前」が1名、「就学前～成人」が1名、「小学校高学年～小学校高学年」が1名、「小学校高学年～中学生」が1名であった。

#### (3) 委託解除となった子どもの性別

男子が1名、女子が3名であった。

#### (4) 委託解除となった子どもの行動上の問題について

「暴力、他の委託児童への加害」、「盗癖、対人トラブル」、「他の委託児童とのトラブル」、

「希死念慮、自殺企図、学校での反抗的態度」が認められた。

### (5) 児童相談所・フォスタリング機関からの継続的支援

いずれのファミリーホームも継続的な支援は受けられていなかった。

### (6) 委託解除となった里子への児童相談所・フォスタリング機関・その他の機関からの継続的支援

FH養育者Dの委託されている子どもが児童精神科の継続的な支援を受けていた。

## 2. 委託時点まででのFH養育者の状況

### (1) 調査協力のあった養育者の職業状況

表1に示す。

FH養育者Aは「夫婦で運営。夫が自営業、妻がファミリーホーム専業。実子夫婦が養育補助者」であった。FH養育者Bは「回答なし」であった。FH養育者Cは「夫婦で運営。夫が自営業、妻がファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用」であった。「妻がファミリーホーム専業。夫は正社員でFHの養育者の登録をしていない。養育者の実母が養育補助者」であった。

### (2) 里親登録の有無

里親登録しているファミリーホームが3世帯であった。里親登録していないファミリーホームが1世帯であった。

### (3) 実子の有無

実子がいるファミリーホームは3世帯であり、実子がないファミリーホームは1世帯であった。

#### (4) これまでの受諾人数

委託解除となった子どもが委託される時点の委託経験者数については、4人が2世帯、5人が1世帯、6人が1世帯あった。

## 2. 委託時点まででのAさんの状況

### (1) 保護となった理由

「父母の離婚、その他（父母の監護権指定審判にて係争中）」、「未婚、育児放棄」、「母の虐待もしくは酷使」、「父母の不和、父の虐待もしくは酷使」が認められた。

### (2) 医学的診断の把握について

「視覚障害、注意欠陥多動性障害」、「知的障害」、「注意欠陥多動性障害、チック」、「注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害」が認められた。

### (3) 知能、発達検査の結果の把握について

FH 養育者に委託された子どもが検査を受けているか不明な子どもは2名であった。「子どもが知能検査もしくは発達検査を受けたが、結果はわからない」が1名であったであった。ウェクスラー式知能検査（WISC-IV、もしくはV）において、全検査IQは「91-100」が1名であった。

### (4) 里親養育不調による委託解除の経験

調査協力者に委託される前に里親養育不調により委託解除になっていた子どもが1名いた（FH 養育者B）。

## 3. 委託時点の実親の状況

実親の状況について、離婚が1世帯、離婚調停中が1世帯、母子家庭が1世帯、未婚が1世帯であった。実親との交流があるのは1世帯であった。

## 4. 子どもの委託・措置先の選定に関するFH養育者の認識

### (1) すぐに委託は終わるという見通しの中、距離的に都合がよかったから

「ちょうど実親の家とファミリーホームの家の距離的に都合よい距離にあった、ファミリーホームで空きがあった。それなら受けるだろうという、その程度のことでウチに措置されたんだと思う。裁判はそんなにかからずに済むだろうという見通しの中で。短期間預かってください、というのが正直なところ」（FH 養育者A）という語りが認められた。

### (2) 説明はなかった

「（委託先の選定理由について？）いや何も聞いてないです」（FH 養育者C）という語りがあった。

## 5. マッチング・交流

### (1) 交流なしの委託

「交流ないっていうのは、何か一応何かお泊りとかそういう期間のことを言うかなと思うんですけども、そういうのはなくていきなりこちらに来て」（FH 養育者D）という語りがあった。

### (2) どのような子どもかについての説明は、一般的なものでわからなかった

「普通にやっぱりね、生活しないとわからないし、よく話をしてよく見てないと、子どももやっぱり大人もそうですけど、人間ってわからないので、ごく一般の普通にいい子ですよ、勉強しますよとか」（FH 養育者C）という語りが認められた。

## 6. 委託当初

### (1) 行動上の問題

「すぐ自殺するみたいなことは小学校時代からもうずっと言ってて。・・・(友達のを)投げて壊したりとか、ぱっとうかっとなるとなんかよくわかんなく、記憶がなんだかでちょっと距離感が取れなかったりとか。・・・バスに石を投げたりとか、いろいろやらかしてはくれましたけども」(FH 養育者 D)、「(過食があり)全然量は多くは分けてたんですけど、ワンプレートでおかわりなくしようねって言って量を決めました。じゃないと、朝とかも、例えば、食パンだったら黙ってたらず全部食べるんですよ。だから、2枚にしとこうねとか、そんな感じですかね・・・夜尿があったり、お風呂でお漏らししたりっていうことはあって、そういうことがあったときは、えーごめんなさいみたいな感じ」(FH 養育者 C)という語りが認められた。

## **(2) 愛着に問題があるのか、かかわりが難しかった**

「愛着にちょっと何か難があるのかな。なんか距離感みたいなっていうのかな、なんかちょっと独特なところがありましたね。・・・遠足なんかでも私も行ったんですけど、よそのお母さんと手繋いで。すごい寂しい思いましたね」(FH 養育者 D)という語りが認められた。

## **7. 委託経過中**

### **(1) 継続する行動上の問題と情緒不安定**

「机をひっくり返したり、暴言を吐いたり。小学校1年の段階でそういうふうにしてましたね」(FH 養育者 B)、「友達が座ろうとしたら、いすびっと下げたり。そんなのはね、学校で・・・大泣きしたりとかやっぱ原因があるのでしょうけど、「私を殺せ」とか、そういうのよく言ってましたけども、私を殺してとか、死んでやるとか・・・人が作った作品を壊すとか、やっ

ぱそういうことでやっぱり叱られたり。・・・中学校でカンファレンスしてもらって、はい。私の方でぜひお願いということで、教頭と情緒の担任と、児相と私どもで、支離滅裂、学校の担任からは支離滅裂な言動が見られて、先生に向かって私を殴ってとか殺してとかってよく叫んで行動していますってこと(を共有した)」(FH 養育者 D)、「(中学生以降は)タバコ吸ってるのがね、わかったり。それから困ったのはやっぱり盗みぐせがありましたので。高校生になると今度だんだん知恵もつきますので・・・お金のあり場所をね、なんか留守のときに、・・・お金を、それも全額じゃなくて部分的に抜き取ってね。それをやられたりとか」(FH 養育者 B)という語りが認められた。

### **(2) 情緒不安定に薬物療法があまり効果なかった**

「気分が、情緒がとても不安定っていうのはもうお薬飲んでも全然変わらなく、お薬も何回か量とか変えてもらったんですけどあんまり」(FH 養育者 D)という語りが認められた。

### **(3) 家庭内の他の委託児童への対応中、実親からの暴力について伝えてくる**

「お姉ちゃん、痛かったって言うてるよって、もうやらないよねってやめようねっていう話を抱っこしながら話をしたり、寂しくなったらおばちゃんとかおいでってギュッていっぱいするからねっていうそういう感じで抱っこして話をしてっていうそういうことの繰り返しでしたね。・・・で、ある時、私とおやつを食べながら、時々私の膝に乗ってきて甘えるんですけど、そしたら、『私ね、っておばちゃんと一緒に生活したいよ』って。・・・(他児への加害について扱っている際)『私だって我慢してたんだよ』って言うんです。その子がそうやっ

て叫んだんですね。ごめんね、なんか我慢させてたね、何を我慢してたのかなって聞いたら、私だってママにいっぱい叩かれたのをずっと我慢してたって言ったんです」(FH 養育者 A) という語りが認められた。

#### **(4) 実親のもとに外泊をしに行ったら知らない人がいた**

「愛してるよ、会いたいよ、一緒に暮らしたいよってすごい言うらしいんですよ。かわいいからこれあげるって何かプレゼントをいっぱいよこしたり、でも、一緒に今は暮らせないって言うんです。今暮らせないのに、自分は彼氏と住んで、しかもバイク持って、バイク買ったって娘に言ったらしくて、ハーレー買ってハーレー乗ってんだよとか言って、なんか自分はそんな人生を謳歌してるのに、今は一緒に住めないから、でも愛しているよ、早く一緒に住みたいと本人には言うらしいです。・・・そんな言葉ね、子どもにかけてね、子どもはその言葉にすがって生きている。かわいそうだなって思いますけどね。(FH 養育者 C) という語りが認められた。

### **8. 養育不調に気付いたとき**

#### **(1) 自殺念慮と自殺企図が頻発する**

「(学校で) 泣きながらヒーターの上に上がり窓を開け2階から飛び降りようとする。〇〇に行ったら自殺してきますとか、だんだんその出かけて、出かける時間が大体夕方とか出かけて、それでだんだんその帰ってくる時間が長くなる。・・・家族がよくそういう死んでやるみたいなことを学習したんじゃないかなと思うんです、うち来た時もすぐそんなこと言って」(FH 養育者 D) という語りが認められた。

#### **(2) 児童相談所の忙しさを考え相談が難しか**

#### **った**

「そうですね、なんかね忙しそうで・・・なんていうか毎日夜電話かかってきてまだ仕事してるのかなーなんて思ったりしてなかなか言えなかったし」という語りが認められた。(FH 養育者 D) という語りが認められた。

#### **(3) 一時保護をしてもらったが不調は継続していた**

「一時保護で保護してもらいましたが、その後も不調がずっと続いていました」(FH 養育者 D) という語りが認められた。

#### **(4) 他児への加害に危険性を感じ委託解除を要請した**

「(他児が) 階段上ってるときに足を引っ張って落としたりだとか、そういうことをしてたんですね。大変危険でした。それでこれはもうちょっとお預かりすることはできないなっていう考えに至ったんです」(FH 養育者 A)、「すごい威張って、(新たに委託された子どもを) いじめて、暴言を吐いてものすごかったんですね。それを大人の前ではかわい子ぶって喋るわけですよ、この子。・・・それが上に行って子どもだけの世界になると、ものすごい言葉を使って」(FH 養育者 C) という語りが認められた。

#### **(5) ファミリーホームの補助の人が新興宗教にかかわり新興宗教にかかわることを子どもたちに勧めており、止めようとしたが応じずファミリーホームを閉じることになった**

「我が家にパートさんで来てくれてる人がいたんですね。結局その方が新興宗教に関わってた方で。・・・新興宗教熱心な方で、それで結局、我が家に来たら、我が家の一緒に住んでる人とか、この A さんとか、そういう人たちも、その目をつけたわけですね。・・・(A さんを)

そのパートさんの家に連れ出してったりいろいろ勝手な動きが出てきて、いろいろトラブルをね、が起きてきましてね。・・・パートさんが私らをめっちゃくちゃ悪く言う人だったんですね。そっちへ染まってしまったので、私らに対しても敵対視をするようになったわけですね。暴言を吐くっていうんですか。・・・だからいろいろ相談して、夫も体調がもう崩しちゃったので一旦ここを休むということで、その理由にして、一応ここから離れてもらったわけです。そうしないとこっちのホームが駄目になっちゃいますね」(FH 養育者 B) という語りが認められた。

## 9. 養育不調が共有されたとき

### (1) 物を壊してしまうことについてなど行動上の問題について、しないように A に伝えるが A は論点をずらしていく

「ありましたね。で、壊してしまう。・・・Aちゃんと私とで話をして、こういうことしちゃったよねって言ってどうしてしちゃったのかわかっていうそういうことからもうやめようねって言うふうに話をいつも持っていくんですけども、途中で話をどんどんどんどん切り替えていくんです。都合の悪いことは全部論点をずらして、そっちの話に戻らないように話を持っていくんですね。大きな声で言うものですから、なかなか難しかったですね。・・・児相の方には話をして。・・・心理士さんが来てくださって何回も A ちゃんと面接してくださったんですけど、心理士さんもちょっと手を焼くような状態でした」という語りが認められた (FH 養育者 A) という語りが認められた。

### (2) 子どもから養育者への暴力による疲弊

「私も人間なので、あんまり毎日叩かれたり蹴られたりすればやっぱりあのこちらもちよ

っとメンタルがしんどくなってくるので、そういうのもありましたね。その解除してもらいたいって言う中にはそういうこともありました」(FH 養育者 A) という語りが認められた。

### (3) 予定の委託の期間を超えていたことから解除を希望

「もうちょっと最初はその委託って言っても、あの2ヶ月程度ってお聞きしてたもんですからその長い期間ではなくて1ヶ月か2ヶ月くらいって言うふうに最初にお聞きしてたんです。なので、もう2ヶ月過ぎたので、解除してもらいたいって言うふうに話しました (FH 養育者 A) という語りが認められた。

## 10. 委託解除までの期間中

### (1) 今度変わるよと伝える

「今度変わるよってしか言ってないし、頑張ってるねみたいな感じで。はいなんて言って。ひょうひょうとして。そうですね。もうササッと出ていくみたいな感じでした」(FH 養育者 C) という語りが認められた。

## 11. 委託解除時

### (1) 改善しない行動上の問題に措置変更を児童相談所に依頼した

「入院をさせてもらって。退院しましたが、全く入院前と変わらず不調はずっと続いて、私どもの方ではもう限界ということで、一時保護してもらってそのまま措置変更をお願いして・・・放っておいたら今度1階に降りてきて委託されていた赤ちゃんと私に向かってゴミ箱を投げつけたんで。・・・(知り合いの福祉施設の人) に電話して、暴れてんだけど児相に言ってもフォローしてくれないしどうすればいいでしょうかと。今すぐ児相を呼べと(言われた)。児相さんに電話したら、2人でタクシー乗

ってきてくれました。で、本人奇声発していたので、両抱えて、タクシー乗って、そのまま保護してもらえました」(FH 養育者 D)、「こちらからは何も話はしていません。Aちゃんに対して違うところへ行くんだよって話はこちらからはしてなくて、児相の担当者の方に話をしてもらいました。で、詳しい話は・・・帰るときに、詳しい話を本人にしてそのまま連れて行ってもらったっていう感じですね・・・

(Aは) 諦めてた感じでした。ああ、やっぱりっていう感じでした」(FH 養育者 A) という語りが認められた。

## 12. 委託解除後

### (1) 委託解除後実母のもとに帰ったと聞いている

「1年か2年くらいして、おうちに帰ったようです。お母さんのところへ。」(FH 養育者 A) という語りが認められた。

### (2) 他の委託されている子どもはほっとしていた

「ほっとしてましたからね。本当にほっとしてました」(FH 養育者 C) という語りが認められた。

## 13. 養育不調予防のために望むこと

### (1) 難しい子はサポートを特別入れて他の子どもがその間我慢するより、居住地を変えてもらう方法が最善

「難しい子はサポートというよりは、結局は共同生活では難しい子だったので、サポートを特別入れていただいて、他の子どもがその間我慢とかするのであれば、やっぱり居住地を変えてもらうっていう方法が最善だったと思ってます」(FH 養育者 C) という語りが認められた。

### (2) 子どもが心理士と話をした内容を知りたい

「あともう1つ言うのであれば、面接に来るんですけど、私達はあの支援員さんとお話して、子どもは心理士さんとお話して、で、個々のお話は全然わからないんですよ。個々とはお話すんですけど、個々の話を聞けていないので、その心理士さんとの話もしたいなとか、どういふ話をしたとかを相談員さんに伝えてもらってそれを聞くとか」(FH 養育者 C) という語りが認められた。

### (3) 児童精神科受診の予約が取りづらい

「児童精神科医が予約が非常に取りにくいっていうか、それこそもうずいぶん待ってかかりましたけども、なかなか児童精神科の先生にかかるにはやっぱり何ヶ月か待たなければならない」(FH 養育者 D) という語りが認められた。

### (4) 児童相談所は子どものアセスメントをしてからすでに家庭にいる子どものことも考えて、子どものニーズに合わせた委託が必要

「児相の担当者がこれほど特性を持つてるということを、多分全然わかっていなかったと思います。ADHD っていう症状、病名だけで特性がどの程度なんていうことがわからずに、ちょうどこの子の実家と距離的にうちが都合のいい距離にあった。そしてファミリーホームで空きがあった。あそこなら受け入れるだろうっていうその程度のことで、うちに措置したんだと思うんですね・・・短期間でいいので預かってくださいというそういうことでしたので、・・・その程度なんです、正直なところ。なので、もっと短期間だと思ったからしょうがないのかもわかりませんが、児相の担当者がよく調べるといふかよく考えて、そして特性があるならあの専門里親のところだとか他

の子どもとの兼ね合いだとかというところを  
考えて、措置されるべきだったんだろうなっ  
て、・・・そのように思います」(FH 養育者 A)  
という語りが認められた。

#### **(5) ワンオペではない養育体制の重要性**

「私も全て私がほとんどワンオペでやって  
たのが、そもそも間違いだったっていうか」(FH  
養育者 D) という語りが認められた。

### **D. 考察**

#### **1. 調査協力者と委託解除となった子どもの概 要**

##### **(1) 調査協力者の年齢**

ファミリーホームの養育者への過去の調査  
(みずほ情報総研株式会社, 2016)<sup>2</sup>では、回  
答者が 50 代から 60 代に 40%以上が分布して  
いると報告している。本調査においても 4 世帯  
と少ないが、6 名中 5 名が 50 代～60 代の養育  
者であった。

##### **(2) 子どもの委託された学年と委託解除とな った学年・性別・行動上の問題**

就学前に委託された子どもは 2 名(男子 1 名、  
女子 1 名)であった。小学校高学年に委託され  
た子どもは 2 名(女子 2 名)であった。

就学前に委託解除となったのは 1 名(女子)  
であった。小学校高学年に委託解除された子ど  
もは 1 名(女子)であった。中学生で委託解除  
された子どもは 1 名(女子)であった。成人で  
委託解除されたのは 1 名(男子)であった。

数が少なく、一般化への解釈は慎重に行っ  
ていく必要があるが、各年代の委託時や委託解除  
時の対応の難しさについて検討していく。

行動上の問題は、「暴力・他の委託児童への  
加害」、「盗癖・対人トラブル」、「他の委託児童  
とのトラブル」、「希死念慮・自殺企図・学校で

の反抗的態度」が認められた。特に、FH 養育者  
D に委託されている子どもは、小学校高学年に  
委託されており、「希死念慮、自殺企図、学校  
での反抗的態度」の問題が大きくなり、対応は  
難しくなっていた。

昨年度の調査では委託解除となった理由と  
しては、子どもの問題行動や他の入居児との兼  
ね合いに関する記述が最も多く、委託解除の要  
因としては「情緒不安定、行動上の問題の状況」  
が最も高い数値が認められた。昨年度の調査の  
内容とも一致しており、本調査においては、暴  
力、盗癖、希死念慮・自殺企図等が認められ、  
それらの「情緒不安定、行動上の問題の状況」  
が実際にどのように対応困難になり養育不調  
による委託解除になっていくかを以下に検討  
していく。

##### **(3) 養育の支援と委託されている子どもへの 支援**

継続的な支援を受けていた FH 養育者はいな  
かった。委託されている子どもたちは、医学的  
診断を受けており、様々な行動上の問題がある  
ため、日々の対応には、専門的なアセスメント  
が必要であることから、ファミリーホームで養  
育するにあたり、支援なしに行うことは難しい  
と考えられる。いずれの FH 養育者も養育にあ  
たったの相談先は児童相談所のみであり、養育  
が困難になるまでは、継続的な支援体制を形成  
できていないのが現状である。ファミリーホ  
ームにおいても、子ども家庭庁(2025)<sup>3</sup>が示す、  
チーム養育体制を形成していくことが望まれ  
る。

委託されている子どもの支援に関して、FH 養  
育者 A は、児童相談所の児童心理司からの支援  
を受けていた。委託の解除をファミリーホーム  
養育者が要請した後から委託解除に向けて児  
童心理司が面接をすることになっていた。その

ことが委託解除の方針に影響を与えることはなかった。支援は普段から継続的に行い、委託されている子どもの状況に応じた養育者支援が望まれる。

FH 養育者 D に、委託された子どもは、希死念慮等があり、児童精神科の受診が必要であった。養育者は入院のできる病院の予約の取りづらさについて述べ、医療に加え、カウンセリングなどの支援は欠けていることを述べている。そのような支援の受けられやすさについて整備されることが今後の課題である。

養育不調がみられながら、支援が入りにくい現状や、支援が機能しにくいことが養育不調による委託解除の背景となっていると考えられる。

## 2. 委託時点までの養育者の状況

### (1) 養育者の職業と家庭内の里親登録状況

夫婦で運営しているファミリーホームが 3 世帯であった。夫が自営業を営んでいるファミリーホームが 2 世帯認められた。インタビュー調査の中で、マンパワーの問題は出てきておらず、養育する上で体制は整えていたと考えられる。

4 世帯中 3 世帯が里親登録をしており、FH 養育者 D は里親登録をしていなかった。里親登録をしている FH 養育者 A, B, C はどの世帯も、夫婦ともに里親登録を行い、養育に携わっていた。D は、「ワンオペだったのがよくなかった」と養育者が振り返っており、養育者の役割が一人に集中していた。

### (2) 実子の有無とこれまでの受諾人数

実子のいるファミリーホームは 3 世帯であった。実子はいるが、それぞれの実子は、独立しておりファミリーホームに住んでいる者はいなかった。委託人数は、4 人から 6 人であっ

た。引土ら (2019) <sup>4</sup> は、里親養育において「子ども間の里母の取り合い」が里親養育を難しくすることを示唆している。また、里親養育において「実子の後押し」が里親養育の改善に影響することを示唆している。それらについて、以下で検討していくこととする。

## 3. 委託時点まででの A さんの状況

### (1) 子どもの虐待状況と保護となった理由

調査協力者の回答から、実家族からのネグレクトを含む何らかの虐待があったと考えられる事例は 3 件であった (FH 養育者 A, C, D) であった。虐待などの逆境的体験が子どもの心身の発達の問題や精神疾患と関連しているとされ (Oswald et al., 2010) <sup>5</sup>、調査の対象となった子どもも成育歴の中で大きな影響を受けていると考えられる。

「父母の離婚、その他 (父母の係争中)」、「里親養育不調による委託解除」、「母の虐待もしくは酷使」、「父母の不和、父の虐待もしくは酷使」であった。どの保護の理由も、安心した環境で過ごすことの難しさがあったと考えられる。

保護された子どもの養育は難しいことは推測されるものであるし、**里親養育**については、**専門性**が求められ、フォスターリング機関による支援や地域の理解や支援に基づいたチーム養育 (子ども家庭庁, 2025) <sup>3</sup> が求められると考えられる。ファミリーホームの養育において、その必要性を検討していく。

### (2) 医学的診断の把握について

ファミリーホーム 4 世帯の中で全ての世帯で、委託された子どもに医学的診断があると養育者は回答していた。

「視覚障害、注意欠陥多動性障害」、「知的障害」、「注意欠陥多動性障害、チック」、「注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害」であり、

複数の診断がなされている子ども委託されているファミリーホームは3世帯であった。

医学的診断のつく子どもの養育については、専門性が求められ、支援や地域の理解や支援に基づいたチーム養育（子ども家庭庁、2025）<sup>3</sup>が求められると考えられる。そのように子どもに医学的診断がありつつ、支援を受けずに養育をしていくことは、どのような専門的な訓練を受けていても困難であると考えられ、養育不調による委託解除の要因となると考えられる。

### (3) 知能、発達検査の結果の把握について

知能検査等の検査を受けたかについては、不明が2世帯で、受けたが結果はわからないが1世帯、ウェクスラー式の知能検査の全検査IQ91-100が1世帯であった。

受けたが結果がわからないFH養育者C、実施されたFH養育者Dにおいても、その結果から、例えば行動上の問題の振り返りや日々のコミュニケーションについてどのようにしていくべきかについて伝える等、生活に活かされていなかった。

### (4) 里親養育不調による委託解除の経験

委託される前に委託解除になっていたと回答したファミリーホームが1世帯あった（FH養育者B）。その委託解除は養育不調によるものであった。養育が難しいと考えられるが、養育者への継続的な支援も、子どもへの直接支援もなかった。委託解除は、措置・委託延長後の成人時期であり、表立って養育の困難というよりも、FH養育者Bは、職員間の問題によるファミリーホームの閉鎖であるが、養育の困難さはあったと考えられる。

## 4. 委託時点の委託された子どもの実親の状況

委託された子どもの状況は離婚が2件、未婚

が1件、不明が1件であった。委託された子どもの実親に疾患や障害があり、そのことが保護の理由となっていると回答したFH養育者は、1世帯であった。

家族機能の脆弱な環境で育った経験のある子どもたちは、安定したアタッチメントを築くことが難しいことが推測される。

## 5. 子どもの委託・措置先の選定に関するファミリーホーム養育者の認識

### (1) すぐに委託は終わるという見通しの中、距離的に都合がよかったから

FH養育者Aの養育者は、1ヶ月か2ヶ月の期間の依頼で委託されていた。両親の調停が見込みと異なり、短期間で終わることはなかった。その中で、委託されている子どもは、他の委託され暮らしていた子どもに加害を加えており、また、養育者にも暴力が認められていた。そのことで養育者は、その対応としてどのようにかわって変容させるかというよりも、そもそも最初の委託期間を数カ月超えているため、委託の解除を求めている。

このように、最初の委託の期間の見通しを超えていると、養育の不調が起きると、そこで相談をしながら委託児童にかかわり、改善させるという相談よりも、委託解除の要請になりやすいと考えられる。児童相談所からの委託が、当初の見込みよりも長い期間になる場合には、その点について説明を行い、更に子どもの問題性について把握することができれば、他児への加害やFH養育者への暴力について対策を講じる可能性もあったかもしれない。

### (2) 説明はなかった

「いや何も聞いてないです」（FH養育者C）という語りがあった。

子どもを委託する際には、子どものニーズの

アセスメントを行い、養育者にそのニーズについて説明をしなければ対応ができず、不調になりやすいと考えられる。説明がない、というのは、そのニーズが説明されていない可能性がある。FH 養育者 C は、本調査で報告のあった養育不調となる子どもと、新たに委託された子どもとの関係の悪さがあり、委託解除の要請を児童相談所に行くこととなっていた。そのような可能性は、見通しの中で予測されるものであれば、児童相談所は養育者に伝えていく必要があり、その対応について児童相談所は考え、支援していく必要があったと考えられる。委託前に子どものニーズの説明と、委託の目的、予測される問題、必要とされる対応についての準備がないことは、養育不調の背景的な要因の一つになると考えられる。

## 6. マッチング・交流

### (1) 交流なしの委託

マッチング時の子どもと FH 養育者の交流がないことは、実際に生活をしていくことで生起するであろう行動上の問題に対して、検討することができず、対応が難しくなると考えられる。

里親委託には子どものアセスメントによる想定される問題性とその対応、また、里親の養育能力のアセスメントを総合的に検討しつつ支援をしていくことが必要である（引土ら、2020）<sup>6</sup>。FH 養育者 D に委託された子どもは、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害の診断があり、希死念慮、自殺企図があり、情緒的な問題も重篤と考えられる。そのような子どもの養育はどのような専門性を持っていても困難が予測されるものである。その後の継続的な養育者への支援もなく、そのような必要な準備がなされていないと考えられる。このように、交流がなされず、養育の準備期間を設定し

ないことは、養育不調の背景的な要因の一つになると考えられる。

### (2) どういう子かについては一般的なものでわからなかった

FH 養育者 C は、「ごく普通にいい子ですよ、勉強しますよ」という説明を受けている。FH 養育者 C では、委託されてから新たに委託された他児に対するいじめが認められ、それらの子ども同士の関係の悪化から、委託解除の要請に至っている。

FH 養育者 C に委託された子どもは注意欠陥多動性障害、チックの診断があり、そのような症状へのケアをふまえた養育を継続的な支援なしに行うことは誰が行っても難しいと考えられる。

里親委託には子どものアセスメントによる想定される問題性とその対応、また、里親の養育能力のアセスメントを総合的に検討しつつ支援をしていくことが必要である（引土ら、2020）<sup>6</sup>。ファミリーホームであっても、そのように検討し、支援についても検討することが必要であろう。

そのような準備がなされていないことが、養育不調による委託解除の背景的な要因の一つとなっていると考えられる。

## 7. 委託当初

### (1) 行動上の問題

FH 養育者 D に委託された子どもは、希死念慮、バスに石を投げる等の行動上の問題が認められていた。FH 養育者 D には、交流期間が設定されておらず、すぐに委託になっている。それらの行動上の問題は予測されておらず、そのことに対応することは困難であったと考えられる。

FH 養育者 C では、過食が認められていた。

また、夜尿やお風呂でのお漏らしがあった。FH 養育者 C では、委託にあたっての選定目的や子どもについての説明もなされておらず、それらのことは予測されていなかった。そのため、児童相談所との対応方針の共有はできていなかった。支援のない中、そのことに FH 養育者が主体的に対応することは困難であったと考えられる。

## (2) 愛着に問題があり、かかわりが難しかった

FH 養育者 D は、交流の期間を持っておらず、委託となっている。

実際に委託されてからすぐの学校の遠足で、よそのお母さんと手を繋いでいるということを目の当たりにしたことのショックが語られている。交流があれば、外出の際に、轍を薙ぐことができていたのか、手を繋ぐことが難しいのか等のやりとりがあり、委託されてからの遠足のイメージもすることができたかもしれない。交流がなされていないと、こどもの言動や背景に関する予測や理解が難しいと考えられる。

交流の準備がないことは、このような委託当初のかかわりに影響し、その後の養育不調の背景的な要因の一つとなると考えられる。

## 8. 委託経過中

### (1) 継続する行動上の問題と情緒不安定

FH 養育者 B は、物に当たることや暴言が認められている。中学生以降は、盗癖が認められていた。

引土ら (2019) <sup>4</sup> は、盗癖などの問題が繰り返され、思春期には問題がさらに大きくなっていき、行動上の問題が「同じことの繰り返し」となり「里子の問題の常態化」がなされ、有効な介入がなされないことが里親養育不調を促進することを示している。FH 養育者 B の語り

として、そのことが直接的な不調の要因となっていないが、養育上の困難さはあったと考えられる。

FH 養育者 D は、学校で行動上の問題があり、希死念慮等の情緒不安定さが顕著に示されていた。引土ら (2017) <sup>7</sup> は、里親への調査で、中学生時期の養育にあたり、「荒々しい言葉遣い・暴言」、「情緒不安定（よく泣く・落ち込む・怒る）」、「学校での対人関係トラブル」について回答者の 25%以上が困ったこととして挙げている。FH 養育者 D は、更に希死念慮、自殺企図があり、精神科受診を行いながら、養育を継続していたが、改善の兆しがないことが委託解除の要因となっていると考えられる。

### (2) 情緒不安定に薬物療法があまり効果なかった

FH 養育者 D に委託されている子どもは、ADHD 等の診断や希死念慮を含む情緒的不安定性を抱えていた。医療的ケアは必要であったが、薬物療法のみとなっていた。薬物療法も、FH 養育者としてはあまり効果のないものとして捉えられていた。FH 養育者 D の養育者への継続的支援、またカウンセリングなどの委託児童への支援が望まれるが、継続的支援はなく、そのことが委託解除の背景的な要因の一つとして考えられる。

### (3) 家庭内の他の委託児童への対応中、実親からの暴力について伝えてくる

FH 養育者 A に委託された子どもは、委託され FH 養育者 A で暮らしていた他児に加害があり、その対応が必要であった。その対応は加害を止めるとともに、加害と寂しさに関連付けて対応している。そのこともあってか、委託されている子どもは、親からの暴力について述べている。養育者は児童相談所に伝え、実際の虐

待の事実が確認されている。

このような展開は、ファミリーホームの生活があつてのことであると考えられる。Fahlberg (1994 御園生 他 監訳, 2024)<sup>8</sup>は子どもの行動上の問題の背景に目を向けることの重要性について述べ、例えば成育歴的な問題、それは実親との分離や別れたことの悲嘆を解決できていないこと等を考慮して対応を検討していくことが行動上の問題への対応の原則であることを述べている。

ただ、その後も他児への加害は継続しており、児童相談所から十分な説明なく、依頼されていた期間よりも数ヶ月委託期間が延びていたこともあり、委託解除の要請を養育者は出している。

#### **(4) 実親のもとに外泊をしに行ったら知らない人がいた**

引土ら (2019)<sup>4</sup>は、「里親養育において扱いにくい事柄」として、「実親との交流による情緒不安定」を挙げている。委託されている子どもの養育の困難さは、行動上の問題等が継続する「里子の問題の常態化」と「里親養育において扱いにくい事柄」が相互影響し、「里親養育において扱いにくい事柄」を適切に扱えない場合、委託されている子どもの行動上の問題等がさらに悪化する過程を示している。

FH 養育者 C においても委託されている子どもと実親との交流がありつつ、行動上の問題と関連してはとらえていないようであった。実親との交流の管理と子どもと交流をどのように支援していくかは、児童相談所と協議し方針を共有する必要があると考えられる。

## **8. 養育不調に気付いたとき**

### **(1) 自殺念慮と自殺企図が頻発する**

自殺念慮と自殺企図は、リスク管理が求められ、そのような行動を示すことの管理に終始し、

共感的な対応が難しく、対応の難しい問題であると考えられる。

コールマンら、(2016, 引土 翻訳, 2022)<sup>9</sup>は、ティーンエイジャーが危険を冒すことについて述べ、里親は様々な種類の挑戦的な行動に対処する必要がありその一部は、家庭環境での「攻撃的な行動」や「自傷行為」といった行動の形で表れると述べている。また、危険な行動は、夜遊び、失踪、飲酒、薬物使用、法律違反等、家庭外での危険な活動に関連して示されることがある。里親にとっては、このような行動が青年期の一部としてどの程度予想されるのか、また、一人一人の若者の背景や発達上の問題がどの程度関係しているのかを認識することは、特に難しいと述べられている。その上で、コールマンら (2016, 引土 翻訳, 2022)<sup>9</sup>は、対応として、①危険な行動は、自尊心の低さと関連しており、達成感を感じさせること、②年齢相応の責任を与えること、③明確なルールの境界と構造を設け、危険な行動をした時に、何が起こるか伝え考えさせること、の3点を挙げている。また、養育者も子どもの危険な行動によって様々な感情を体験するが、自己の感情をコントロールする方法を見つけ、落ち着いてサポートし続けることの重要性を述べている。若者がたとえ間違いを犯しても、大人がサポートし続けることを明確にすることができれば、将来の養育者と子どもの関係に大きな影響を与えることができる、と述べている。

それらの対応を子どもの状態に合わせて行うには、養育者自身が専門的な受ける必要がある。継続的な支援が欠けていることが養育不調による委託解除の背景的な要因の一つとなると考えられる。

### **(2) 児童相談所の忙しさを考え相談が難しくなった**

FH 養育者 D は、子どもが注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害の診断があり、希死念慮や自殺企図があったが、児童相談所が忙しそう、という理由で相談をすることができていなかった。状況から、チーム養育（子ども家庭庁，2025）<sup>3</sup>の支援体制を形成するとともに、医療的な支援と心理療法的なかわりが求められると考えられる。児童相談所は委託の段階から、支援体制を構築し、養育者や子どもと信頼関係を形成していく必要があるであろう。

そのような支援体制がないことが不調による委託解除の背景的な要因の一つとなると考えられる。

### **(3) 一時保護をしてもらったが不調は継続していた**

FH 養育者 D の養育は困難を極め、一時保護に至っていた。だが一時保護後に改善せず不調が続いていた。このような状況での一時保護では、一時保護時にその後の支援方針について検討する必要があるであろう。支援の方針は、子どものアセスメントによる想定される問題性とその対応、また、里親の養育能力のアセスメントを総合的に検討することが必要である。一時保護後も、養育者は継続的支援を受けていなかった。そのような支援がないことは、養育不調による委託解除の背景的な要因の一つとなると考えられる。

### **(4) 他児への加害に危険性を感じ委託解除を要請した**

ファミリーホームで子どもたちが生活を送る上で、安全は確保されなければならない。委託されている子どもによる他児への攻撃行動や暴言は、その安全を脅かすことであり、子どもたち同士のやり取りの中で、安全を維持するための対応が求められる。FH 養育者 A に委託

された子どもに対しては、段階で引っ張らないよう、その場面のパターンを考慮し、その場面を避けさせる必要がある。FH 養育者 C においては、大人のいないところで暴言を吐くパターンを考慮し、そのような場面にならない配慮が求められる。

その上でそれらの行動上の問題の背景である成育歴的な問題、それは実親との分離や別れたことの悲嘆を解決できていないこと等を即時的な対応というよりは継続的に考慮して対応を検討していくことが必要である（Fahlberg, 1994 御園生 他 監訳，2024）<sup>8</sup>。そのことを実現するためには、児童相談所等からの継続的な支援が必要である。

### **(5) ファミリーホームの補助の人が新興宗教にかかわり新興宗教にかかわることを子どもたちに勧めており、止めようとしたが応じずファミリーホームを閉じることになった**

FH 養育者の補助者は、新興宗教への信仰から、子どもたちを巻き込んでいたことでトラブルが起きている。ファミリーホームの養育者においても養育はチームとなるため、チーム養育（子ども家庭庁，2025）<sup>3</sup>を理解し、対応を行っていかねばならないと確認する必要がある。

## **9. 養育不調が共有されたとき**

### **(1) 物を壊してしまうことについてなど行動上の問題について、しないように A に伝えるが A は論点をずらしていく**

多くの子どもに効果のある躰も、アタッチメントの問題がある子どもに対しては役に立たないことがある（Fahlberg, 1994 御園生 他 監訳，2024）<sup>8</sup>。Fahlberg（1994 御園生 他 監訳，2024）<sup>8</sup>によれば、通常の躰や子どもの行動をよくしようとする大人のかかわりは、2つの前提に基づいているという。1つは子どもが

親との間に正常なアタッチメントを持ち、親と情緒的に親密でいたいと思っていることである。親密であるためには親を満足させればいいことを学ぶ。2つ目の前提は、ほとんどの子どもは、自分の身には良いことが起きるべきだと考えているか、少なくともそう望んでいるということである。これらのことを前提にした指導法は、子どもが不適切な行動をしたときに、身体的にまたは感情的に子どもと距離をとったり、良い行動に報酬を与えたり、悪い行動をしたとき、特権を取り上げたりする躰である。これらのテクニックは、子どもに深刻なアタッチメント障害がなく、自己に価値があることを十分に感じられる場合には高い効果を発揮する。しかし、Fahlberg (1994 御園生 他 監訳, 2024)<sup>8</sup>は、里親委託をされた多くの子どもにとって、近い関係は痛みと同義である可能性があることを述べている。子どもは、「誰かを愛したり、信頼したりし始めると、また(委託解除になって)移動することになる」ということを内面化していることも考える必要があると述べている。

そのような子どもへの対応については、情緒的な結びつきが、常に喪失や分離の痛みをもたらすとは限らないと、子どもが安心、安全、安定感のある生活の中で実感し、わかることが必要である。そのためには、より長期的なビジョンの中、継続的な支援のある FH 養育者との生活が求められる。そのような長期的な計画や計画に基づく支援がないことが不調の潜在的な要因の一つとなると考えられる。

## (2) 子どもから養育者への暴力による疲弊

FH 養育者 A に委託されていた子どもは、就学前であったが、それでも FH 養育者は毎日子どもから叩かれたり、蹴られたりすることで養育疲れを蓄積している。

引土ら (2017)<sup>7</sup>の調査では、就学前であっても子どもの暴力や物にあたる行動に困った、と回答した里親は、回答した里親の 20%以上であった。家庭養護にて養育する上では、多くの場合そのような暴力と関わることになることが考えられる。

子どもの対応については、子どものアタッチメントと成育歴、発達、精神疾患、知的状況を踏まえて検討していく必要がある。子どもが暴力を振るうのは、怒りが伴っていることが多く、何かに追い詰められて行っていることがある。怒りを感じているその背景的なことをアセスメントし、子どものニーズに即して対応を考える必要がある。

Fahlberg (1994 御園生 他 監訳, 2024)<sup>8</sup>が述べているように、複雑な成育歴により、保護により分離がなされることが負担となり、アタッチメントの問題がある場合、「誰かを愛したり、信頼したりし始めると、また(委託解除になって)移動することになる」を内面化することがある。FH 養育者 A に委託されている子どもは、暴力の一方で養育者に「一緒に住みたい」と言うこともあった。Fahlberg (1994 御園生 他 監訳, 2024)<sup>8</sup>は、里親委託をされた多くの子どもにとって、密接な関係が築かれることは痛みと同じ意味を持つ可能性があることを述べている。暴力は、そのような養育者との密接な関係が築かれているからこそ、発せられ相手を近づけないよう遠ざける意味合いがあるのかもしれない。もし、そのような複雑な事象が子どもと養育者の中で展開されていたのであれば、その意味合いを読み解き、対応を考えるには、子どもにも会いアセスメントのできる専門的な支援が求められる。そのような支援がないことが不調による委託解除の背景的な要因の一つとなると考えられる。

### **(3) 予定の委託の期間を超えていたことから解除を希望**

行動上の問題がある子どもの人生における養育者たちの重要性を理解し、関係性を継続させることに意味があると感じさせるには、継続的な支援が必要である (Fahlberg, 1994 御園生他 監訳, 2024) <sup>8</sup>。支援機関自身が関係性の重要性を軽視したり、継続的な支援がないことで、里親は養育の意味を感じることは難しくなり、行動上の問題のある子どもに対処するには緊急的な移動しかないと考える (Fahlberg, 1994 御園生他 監訳, 2024) <sup>8</sup>。

委託の予定期間を超える際には、超える前に児童相談所は養育者に理由を説明し、さらなる委託期間や支援方針を確認すべきである。その期間の行動上の問題について把握し、問題の改善のため、委託されている子どもやFH養育者への支援を展開することが求められる。

そのような普段からの支援がないことが養育不調の背景的要因の一つとなると考えられる。

## **10. 委託解除までの期間中**

### **(1) 今度変わるよと伝える**

里親委託が解除され移動することは、関係性の継続という子どもの最も基本的なニーズの充足を阻害することになる (Fahlberg, 1994 御園生他 監訳, 2024) <sup>8</sup>。児童相談所やフォスタリング機関等支援機関は、そのことを養育者に理解してもらい子どもにかかわってもらうとともに、委託解除については、その後の治療計画や見通しとともに児童相談所からも事前に説明することが必要であろう。

## **11. 委託解除時**

### **(1) 改善しない行動上の問題に措置変更を児童相談所に依頼した**

FH養育者Dは、希死念慮や自殺企図もあり、

緊急対応が望まれることもあったかもしれない。しかし、養育者は児童相談所に相談することができずにいた。委託時に継続的な支援が入ることができれば、対応は困難になっても、緊急に委託解除をすることにはなっていなかったかもしれない。

唐突な委託解除は子どもに大きな負担を与える。社会的養護で暮らす子どもたちは、重要な対象との分離とその別れによる悲嘆を抱え、心的な傷つきは心身の発達に大きな影響を与える (Beesley, 2020 引土ら 監訳, 2023) <sup>10</sup>。そのため、Fahlberg (1994 御園生他 監訳, 2024) <sup>8</sup>は、委託解除による移動は、子どもにとって、トラウマになる可能性があるとして述べている。

Fahlberg (1994 御園生他 監訳, 2024) <sup>8</sup>は、「里親委託が解除され移動することは、関係性の継続という子どもの最も基本的なニーズの充足を阻害することになると述べている。また、移動の度、それが実親のもとへ戻ることであったとしても、発達の中断につながりやすく、子どもの委託解除による移動は最小限にすることがソーシャルワーカーには求められる」としている。また、Fahlberg (1994 御園生他 監訳, 2024) <sup>8</sup>は、「理想的には、里親と支援機関間の合意において、委託解除による移動を行う場合には、その後の見通しや治療計画とともに、10日から2週間等の十分な猶予を持って前もって通知することを定めておく」としている。

子どもの負担をできるだけ避け、後で振り返り、自身の行動と委託解除が結び付き、関連付けられるものでないと、心的外傷となる可能性もある。行動上の問題について、里子に改善のために具体的な方針を伝え、委託の維持との関係について説明することが望ましいと思われる。その改善について、話し合い、改善されな

い場合の委託解除の可能性については、事前に率直に説明するべきではないだろうか。そのような委託解除の在り方は、これまで児童相談所が一番苦慮してきたことである。児童相談所へのインタビュー調査も踏まえ、その対応について検討することが必要である。

## 12. 委託解除後

### (1) 委託解除後実母のもとに帰ったと聞いている

「1年か2年くらいして、おうちに帰ったようです。お母さんのところへ。」(FH養育者A)という語りが認められた。

FH養育者Aの養育者は、その後の経緯についてはそんなには知らないようであったが、実親の元に戻ったことは把握していた。

就学前の委託解除による移動は、移動の度、それが実親の元へ戻ることであったとしても、退行と発達の中断につながりやすい(Fahlberg, 1994 御園生 他 監訳, 2024)<sup>8</sup>。

子どもの最善の利益であるためには、その後の治療や支援計画を養育者と子どもとで共有し、委託解除を迎えることで、その委託解除の意味や意義が子どもにも伝わると考えられる。

### (2) 他の委託されている子どもはほっとしていた

委託された子どもと新たに委託された子どもの関係が悪化し、いじめられていた側の子どもたちは追い詰められていたことがうかがえる。FH養育者は、他児との関係が悪くなること自体は、家庭養護のように逆境的な成育歴を持つ子どもたちが複数名委託され、ともに生活を送る設定の中では生じることであり、そのことへの対応は支援として考えていくことが望まれる。

## 13. 養育不調予防のために望むこと

### (1) 難しい子はサポートを特別入れて他の子どもがその間我慢するより、居住地を変えてもらう方法が最善

家庭で虐待を受けたことで社会的養護のもとで暮らすようになった子どもの割合は、ファミリーホーム 53.0%、乳児院 40.9%、児童養護施設 65.6%、里親家庭 38.4%となっている。また、心身の状況において、知的障害、発達障害、愛着障害等がある子どもの割合は、ファミリーホーム 46.5%、乳児院 30.2%、児童養護施設 36.7%、里親家庭 24.9%となっている(ともに厚生労働省 子ども家庭局, 2020)<sup>11</sup>。ファミリーホームに委託されている子どもの半分以上は虐待を経験しており、児童養護施設に措置される子どもに次ぐ割合である。何らかの障害のある子どもの委託は4割を超えており、児童養護施設よりも多い割合である。

今後も家庭養護の推進により、それらの子どもの委託が期待されている。その子ども達の養育は一般の養育よりも専門性が求められると考えられる。専門性が求められる養育には、チーム養育(子ども家庭庁, 2025)<sup>3</sup>の体制を形成していくことが望まれる。

里親委託には子どものアセスメントによる想定される問題性とその対応、また、里親の養育能力のアセスメントを総合的に検討しつつ支援をしていくことが必要である(引土ら, 2020)<sup>6</sup>。行動上の問題がある子どもの人生における養育者たちの重要性を理解し、関係性を継続させることに意味があると感じさせるには、継続的な支援が必要である(Fahlberg, 1994 御園生 他 監訳, 2024)<sup>8</sup>。支援機関自身が関係性の重要性を軽視したり継続的な支援がないことで、里親は養育の意味を感じることは難しくなり、行動上の問題のある子どもに対処するには緊急的な移動しかないと考える

(Fahlberg, 1994 御園生 他 監訳, 2024) 8。

委託の予定期間を超える際には、超える前に児童相談所は養育者に理由を説明し、さらなる委託期間を確認するべきである。その期間の行動上の問題について把握し、介入をすることが求められる。

そのような普段からの支援がないことが養育不調の背景的要因の一つとなると考えられる。

## **(2) 子どもが心理士と話をした内容を知りたい**

チーム養育の体制の中で、児童心理司がファミリーホーム養育者の相談に乗ることはできると考えられる。ただし、児童心理司が子どもの話をしていることを全て養育者に話をする、カウンセリングやプレイセラピーで話したことが全て養育者に伝わることとなり、効果は望めなくなる。例えば、養育者への不満を述べた際、それを養育者にそのまま伝えると、それをよく思わない養育者が子どもに「なんでそんなこと言うの」と言ったとすると、子どもはカウンセリングやプレイセラピーの中で、本音で話すことはなくなるであろう。

養育者がどのようなことで困っていて、なぜ知りたいのかという聞き取り、そのニーズを検討する必要がある。カウンセリングを受けている子どもに養育者と話をする必要性について伝え、養育者と話をすることに許可を取る必要がある。子どもの言っていることではなく、児童心理司の子どもの理解に基づいて、助言をしていくことになるが、何について話をしていくかを子どもと確認することは必要となってくる。話した後の子どもへのフィードバックも必要であろう。また、委託されている子どもと養育者の同席面接という形もあるであろう。同席面接であっても、事前に個別に養育者の話した

いことと、子どもの伝えたいことについて聞き取りをして、何について話をしていくか、また、前向きに話をすることを確認してから行う必要があるであろう。

いずれにせよ委託されている子どもが児童心理司に話をしていることの扱いは慎重に行う必要がある。養育者と委託されている子どもの間に境界がなければ、情報は大人のものとなっていく、委託されている子どもにとっては、自分が尊重されていないと思い、あまり話をしなくなるであろう。

## **(3) 児童精神科受診の予約が取りづらい**

引土ら (2017) 7では、こころの診療 (児童精神科) の何らかの医療的な支援を期待する里親は全回答の内、85%以上であった。特に、71.4%の里親が「適切な対応や養育方法を伝え、育児をサポートする里親支援」に回答しており、最も多かった。引土ら (2020) 7では、里親に委託されている子どもの精神医学的な診断に基づき適切な対応や養育方法を伝えることで、子どもの精神的な問題に改善をもたらすことを示唆している。

本調査においても、診断のある子どもの養育を担っており、児童精神科やこころの診療に養育者が子どもを受診させ相談していくことができるよう整備をしていくことが必要である。

## **(4) 児童相談所は子どものアセスメントをしてからすでに家庭にいる子どものことも考えて、子どものニーズに合わせた委託が必要**

養育者は、児童相談所が委託をする際に、子どもの特性の度合いを把握せずに距離的なことで、すでに委託されている子どもとの関係性も考慮せず、短期間での委託という形で依頼していたと養育者は述べていた。

里親委託には子どものアセスメントによる

想定される問題性とその対応、また、里親の養育能力のアセスメントを総合的に検討しつつ支援をしていくことが必要である（引土ら、2020）<sup>6</sup>。ファミリーホームにあたっては、そのようなアセスメントと支援が検討された後に委託されるべきであろう。

また、FH 養育者 A においては、その期間が超えていた。期間が超えているのであれば、その事情と、養育の目的や目標を児童相談所と養育者で話し合い、養育計画を立て直し、支援の見通しについても話されるべきである。事前のチーム養育（子ども家庭庁、2025）<sup>3</sup>の体制を形成することが望まれる。そのような委託前の準備、委託後の支援体制のなさが不調の要因の背景的な要因の一つとなると考えられる。

#### **(5) ワンオペではない養育体制の重要性**

前項でも述べたが、今後家庭養護の推進に伴い、ファミリーホームに委託されている子どもの半分以上は虐待を経験しており、児童養護施設に措置される子どもに次ぐ割合である。何らかの障害のある子どもの委託は 4 割を超えており、児童養護施設よりも多い割合である。

今後も家庭養護の推進により、それらの子どもの委託が期待されているのが現状である。その子ども達の養育は一般の養育よりも専門性が求められると考えられる。専門性が求められる養育には、チーム養育（子ども家庭庁、2025）<sup>3</sup>の体制を形成していくことが望まれる。

家庭においても、一人で行うことは難しく、養育不調の背景的な要因の一つとなると考えられる。委託する児童相談所、養育者側、その他支援機関ものそのことを意識して委託や、支援体制づくりをしていく必要があるであろう。

### **14. 本調査の限界**

本調査の報告書は4事例のデータに基づい

て行っている。その他にも養育不調による委託解除の事例はあると考えられ、事例数としても不十分である。少なくとも本調査の4事例を加えて、10事例以上となるよう、今後追加調査を行い、さらに養育不調の背景的要因に関連すると考えられる事象について挙げていくこととする。

### **E. 結論**

ファミリーホームに委託された子どもの養育をするにあたり、養育不調による委託解除になる背景的要因に関連する事象について検討するため、インタビュー調査を行った。4世帯6名のファミリーホームが調査に参加した。

その結果、4世帯に委託された子どもたちは、自閉症スペクトラム障害や注意欠陥多動性障害等の診断があり、暴力、自殺企図、盗癖等の対応困難な行動上の問題があった。委託される前の児童相談所による子どものアセスメントや養育者のアセスメントに基づく養育の目的や目標の説明や交流が不十分であることが示唆された。また、児童相談所、フォスターリング機関等の継続的な支援体制が築かれておらず、里親が養育に困難を抱えていても、すぐに相談することができずにいた。

児童相談所による子どもへの適切なアセスメントがなされておらず、養育の困難さの可能性が適切に予測されていないため、委託前の不十分な準備が生じると考えられる。その不十分な準備は、チーム養育の重要性がファミリーホームの養育者に認識されていないことにも関連していると考えられる。養育が困難になる際に、養育者は支援を受け、子どもの行動上の問題を改善に向かわせようとするよりは、限界を迎え委託解除を要請することとなっていた。

子どもやFH養育者のアセスメントの不足や、委託前から始まるチーム養育体制の構築への意識の不足が、養育不調による委託解除の背景的要因となっていると考えられる。

## 引用文献

- 1 Konijn, C., Admiraal, S., Baart, J., van Rooij, F., Stams, G.J., Collesse, C., Lindauer, R., Assink, M. Foster care placement instability: A meta-analytic review *Children and Youth Services Review*, 96, 483-499, 2018.
- 2 みずほ情報総研株式会社 平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業 ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書, <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1190-0000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137330.pdf>, 2016
- 3 子ども家庭庁：社会的養育の推進に向けて。 [file:///C:/Users/hikitsuchi/Downloads/20250414\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_130.pdf](file:///C:/Users/hikitsuchi/Downloads/20250414_policies_shakaiteki-yougo_130.pdf)
- 4 引土達雄・柳楽明子・前川暁子・辻井弘美・若松亜希子・水木理恵・奥山真紀子：里親養育不調の危機とその回避のプロセス—医療機関における里子・里親支援のあり方の検討の試み—, *小児の精神と神経*, 59巻, 第3号, p. 253-p.264, 2019.
- 5 Oswald S.H., Heil K., & Goldbeck L.. History of Maltreatment and Mental Health Problems in Foster Children : A Review of the Literature. *Journal of Pediatric and Psychology*, 35, 462-472, 2010.
- 6 引土達雄・羽田 紘子・水木理恵・山本映絵・柳楽明子・辻井弘美・前川暁子・若松亜希子・中野三津子・水本深喜・奥山 真紀子：心理職—医師の協働による里親家庭の包括的アセスメントに基づく里親支援プログラムに関する

パイロットスタディ 小児の精神と神経,60巻, 第2号, p.173-p.188, 2020.

- 7 引土達雄, 水木理恵, 柳楽明子ら：医療機関による支援に関する里親へのニーズ調査. *小児の精神と神経* 56(4) : 361-374, 2017
- 8 Vera, I. Fahlberg A Child's Journey through Placement Perspective Press, 1990. (ヴェラ・I・ファールバーグ(著), 御園生直美・引土達雄・岩崎美奈子・上鹿渡和宏(監訳)：『社会的養護における子ども支援テキストブック：子どもが育つ旅路をともに』誠信書房 2024年6月)
- 9 コールマン 他(2016, 引土 翻訳, 2022)里親養育を受けているティーンエイジャー 里親と里親を支援する人達のためのハンドブック Rees Centre ; Research in fostering and Education (University of Oxford Department of Education) 早稲田大学社会的養育研究所(<https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2022/05/5f36946b7c0db56e1d410aa6887bbd4b.pdf>), 2022.
- 10 Pat Beesley Making good assessments —A PRACTICAL RESOURCE GUIDE, Co ramBAAF ADOPTION & FOSTERING, 2020.(ビーズリー, P. (監訳) 引土達雄・三輪清子・山口敬子・御園生直美：養親・里親の認定と支援のためのアセスメント・ガイドブック—パーマネンシーの視点から養子や里子の人生に寄り添うためのヒント, 明石書店, 2023年10月)
- 11 厚生労働省子ども家庭局 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部：児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成30年2月1日現在) . <https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/001077520.pdf>, 2020.

## F. 健康危険情報

なし

## **G. 研究発表**

### **1. 論文発表**

なし

### **2. 学会発表**

なし

## **H. 知的財産権の出願・登録状況**

### **1. 特許取得**

なし

### **2. 実用新案登録**

なし

### **3. その他**

なし

表1 調査協力家庭一覧表

協力家庭	養育者の年齢	性別	家族状況	里親登録	実子の有無	これまでの受諾人数	委託時と委託解除時の子どもの学年	里子の性別	保護の理由	里子の主な問題	医学的診断	知能検査	フォスタリング機関からの継続的な里親支援	児童相談所・フォスタリング機関・その他の子どもへの継続的な支援
A	50代 50代	男女	夫婦で運営。夫が自営業、妻がファミリーホーム専業。実子夫婦が養育補助者。	有	有	4人	就学前～就学前	女	父母の離婚、その他（父母の係争中）	暴力、他の委託児童への加害	視覚障害、注意欠陥多動性障害	不明	無	児童相談所（児童心理司）
B	70代	女	回答なし	有	有	5人	就学前～成人	男	里親養育不調による委託解除	盗癖、対人トラブル	知的障害	不明	無	なし
C	50代	女	夫婦で運営。夫が自営業、妻がファミリーホーム専業。養育補助者二名雇用。	有	有	6人	小学校高学年～小学校高学年	女	母の虐待もしくは酷使	他の委託児童とのトラブル	注意欠陥多動性障害、チェック	受けたが結果はわからない	無	なし
D	60代	女	妻がファミリーホーム専業。夫は正規雇用で、養育者登録をしていない。養育者の実母が養育補助者。	無	無	4人	小学校高学年～中学生	女	父母の不和、父の虐待もしくは酷使	希死念慮、自殺企図、学校での反抗的態度	注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害	WISC全検査IQ 91-100	無	精神科医療受診





虐待被害 ( あり ・ なし ・ わからない )

→ 「あり」の場合、その種類についてあてはまるものに全て○をつけてください。

1: 身体的虐待	2: ネグレクト	3: 性的虐待	4: 心理的虐待
----------	----------	---------	----------

9. Aさんの心身の状況についてあてはまるものに○をつけてください。

医師による医学的診断 ( あり ・ なし ・ わからない )

→ 「あり」の場合、その内容についてあてはまるものに全て○をつけてください。

1: 身体虚弱	2: 肢体不自由	3: 視覚障害	4: 聴覚障害	
5: 言語障害	6: 知的障害	7: てんかん	8: 心的外傷後ストレス障害 (PTSD)	
9: 反応性愛着障害	10: 注意欠陥多動性障害 (ADHD)	11: 学習障害 (LD)	12: 自閉症スペクトラム障害 (ASD)	
13: 高次脳機能障害	14: チック	15: 吃音症	16: 発達性協調運動障害	
17: その他 (				)

10. Aさんの知能検査および発達検査についてあてはまるものに○をつけてください。

※覚えている範囲で構いません。

● 委託時点でAさんは検査を受けていましたか? ( はい ・ いいえ ・ わからない )

→ 「はい」の場合、受けた検査についてお答えください。

① **WISC-IVもしくはV** (検査実施年月: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月)

全検査IQ (FSIQ) についてあてはまる場所に○をつけてください。

51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

② **田中ビネー知能検査V** (検査実施年月: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月)

IQ値についてあてはまる場所に○をつけてください。

51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

③ **新版K式発達検査** (検査実施年月: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月)

発達指数についてあてはまる場所に○をつけてください。

41-50	51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130
-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------

● 委託されてから委託解除までの間でAさんは検査を受けましたか? ( はい ・ いいえ )

次に、ファミリーホームの養育者と補助者についてお答えください。

1. 性別

養育者1： ( 男 ・ 女 ) 養育者2： ( 男 ・ 女 )

補助者1： ( 男 ・ 女 ) 補助者2： ( 男 ・ 女 )

→養育者1と養育者2は夫婦ですか ( はい ・ いいえ )

2. 現在のご年齢

養育者1： ( \_\_\_\_\_ 歳) 養育者2： ( \_\_\_\_\_ 歳)

補助者1： ( \_\_\_\_\_ 歳) 補助者2： ( \_\_\_\_\_ 歳)

3. Aさんが委託された時のファミリーホームでの経験年数

養育者1： ( \_\_\_\_\_ 年) 養育者2： ( \_\_\_\_\_ 年)

補助者1： ( \_\_\_\_\_ 年) 補助者2： ( \_\_\_\_\_ 年)

4. Aさんが委託された時のファミリーホームとして委託を引き受けた子どもの合計数

( \_\_\_\_\_ 人)

5. Aさんが委託された時のご職業についてあてはまるものに○をつけてください。

養育者1：	1: ファミリーホーム専業 2: 正社員 3: 自営業 4: パート・アルバイト等の非正規雇用 5: 無職 (専業主婦を含む)
養育者2：	1: ファミリーホーム専業 2: 正社員 3: 自営業 4: パート・アルバイト等の非正規雇用 5: 無職 (専業主婦を含む)
補助者1：	1: ファミリーホーム専業 2: 正社員 3: 自営業 4: パート・アルバイト等の非正規雇用 5: 無職 (専業主婦を含む)
補助者2：	1: ファミリーホーム専業 2: 正社員 3: 自営業 4: パート・アルバイト等の非正規雇用 5: 無職 (専業主婦を含む)

6. Aさんが委託

された時に里親登録はしていましたか？

養育者1： ( はい ・ いいえ ) 養育者2： ( はい ・ いいえ )

ご回答ありがとうございました。

インタビューではこちらにご回答いただいたお子さんについてお伺いしていきます。

よろしく申し上げます。

## 付録2：インタビューガイド

ファミリーホームインタビューガイド				
項目	トピック	詳細	時間（累積時間）	
オープニング	自己紹介			
	録音許可	録音スタート		
	研究背景・目的の説明	「本研究では「養育不調」という状態について調べています。養育不調とは、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、養育者が子どもへの対応が困難になる状況」と本研究では定義しております。 ファミリーホームの中で養育不調による委託解除をご経験された方にお話しをお伺いし、子どもにとっても、養育者にとってもより良い養育支援を整えるにはどうしたらいいかを考え、今後の社会的養育のあり方		
	同意取得	研究協力依頼書・同意説明書をお渡しし、一つずつ読み上げて説明し、質問を受け付ける		
	同意書への署名	同意書にご署名いただき、抜け漏れがないか確認して受領する		
	同意撤回の説明	同意撤回書をお渡しする（同意撤回期間は現在からインタビュー調査期間中、方法は手渡しもしくは郵送）		
	質問紙の確認	・（対面の場合）事前にご回答いただいた質問紙を提出いただく。抜け漏れがないか確認する。 ・（オンラインの場合）こちらが参照している質問紙が間違いないか確認する。		
	ヒアリング上の注意点の説明	「質問紙にてお答えいただいたお子さんについてお伺いしますが、子どもの個人情報保護の観点から、本インタビューでは名前を使わずにAさんと呼びください。ご協力のほどよろしくお願いいたします。」		
			20分	
	ヒアリング	里親登録された経緯についてヒアリング	・里親登録の有無 ・ファミリーホームを運営しようと思った動機	
委託される前のAさんと委託経緯について		・Aさんの実家庭の状況（実親の状況や、きょうだいしまいの有無、虐待被害等） ・Aさんの保護された経緯（質問紙の回答からより詳しくヒアリング） ・AさんのFH委託前の措置先での暮らしぶり（例：児童養護施設での様子等） ・FH委託に措置変更となった経緯 ・Aさんの委託を引き受けようとした経緯（FH内でどのような話し合いが行われたか等） ・委託前の面会交流時の様子 ・委託時の様子		
委託中のAさんと養育状況・不調について		・FHでAさんはどのように生活していたか ・医師による医学的診断を受けたと質問紙で回答があった場合、その時期と受診経緯について ・委託時の検査について（いつ知ったか、なんと説明を受けたか等） ・その後も検査を受けたと質問紙で回答があった場合、その経緯と結果について ・養育上どのような困難があったか、大変だったことはなにか ・その困難についてどのように対処していこうとしたか ・FHスタッフで協力して対処することができたか ・児相との協働性 ・フォスタリング機関からの支援		
委託解除に至った経緯		・どうして委託解除となったか、もしくは委託解除となった理由をなんだと理解しているか ・委託解除直後のお気持ちについて		
社会的養育をよりよくしていくための展望・要		・どのようなサポートがあればより対処できたと思うか ・どのようなサポートもしくは関わりが支えとなっていたか ・その他どのような支援を求めているか		
			1時間～2時間	
クロージング		インタビュー協力への感謝と質問受付		
		データ使用の見直し・許可	ホームページへの掲載、個人情報の保護などについて改めて説明し、再度口頭で許可をいただく（同意撤回の機会を直後に1度設けるため）	
		謝礼のお渡しと受領書の記入	謝礼をお渡しし、受領書をご記入いただく	
		録音停止		
	見送り		1時間～2時間	